

南三陸

お知らせ版

2016年5月15日発行
編集・発行/南三陸町企画課

人権擁護委員をご存知ですか？

守られていますか？ あなたの人権
人権擁護委員はあなたの街の身近な
相談パートナーです

人権擁護委員は、地域住民の中から、人権問題に理解や熱意のある人たちが市町村の推薦を受け、法務大臣から委嘱（人権擁護委員の仕事をお願いすること）された人たちです。

人権擁護委員は、人権に関する相談を受けたり、幼稚園や小中学校で人権教室を開いて、命の大切さや思いやりの心についての理解を深めてもらうための活動をしています。

皆さんが、毎日の生活を営んでいく上で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのかわからないため、困ったりすることがあると思います。このような場合は、ひとりで悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料です。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

◇**面接場所** 法務局またはその支局

◇**電話番号** みんなの人権110番 ☎0570-003-110

毎週水曜 昼12時30分～55分 FMラジオ

みなさんぼ

毎週水曜日12時30分から55分まで、南三陸町が提供するラジオ番組「みなさんぼ」をエフエム仙台にて放送しています。

パーソナリティーは庄子久子さん、出演は南三陸町の“みなさん”です。

復興に向けて、さまざまな場面で活動している町民や各種団体等へのインタビュー、観光情報等を放送します。リスナープレゼントがあるときも!?

みなさんどうぞお聴き逃しなく!

問い合わせ 企画課企画情報係 ☎46-1371

児童福祉月間

『その笑顔 未来を照らす 道しるべ』
5月は、児童福祉月間です。

児童に対する理解と認識を深めるとともに、子育てに関する悩みや困りごととは、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

◇**相談・問い合わせ**

保健福祉課子ども家庭係 ☎46-1402

保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

地域子育て支援センター ☎46-3042

「子どもの心のケアハウス」・ 「はまゆり教室」を開設

心のケアハウスとは？

東日本大震災の影響により心のケアや学習支援を必要とする小中学校の児童生徒に対して適切な支援を行います。心のサポート、適応サポート、学習サポートを主に行います。

悩み事がありましたら、お気軽にご相談ください。

◇**開設日時** 毎週火曜日から金曜日まで 午前9時から午後4時まで

はまゆり教室はどんなところ？

学校へ行けない状態が続いている小中学校の児童生徒のための教室です。

児童生徒の悩みをやわらげ学習意欲を高め、自立心や社会性などの育成を図って、児童生徒が学校へ登校できるよう支援をします。

(1) 安心して過ごそう（教育相談） 悩みや不安、進路等の相談をします。

(2) 楽しく過ごそう（体験活動） 読書、レクリエーション、散歩、社会見学等をします。

(3) 遅れを取り戻そう（学習活動） 基礎教科の学習を支援します。

◇**開設日時** 毎週火曜日から金曜日まで 午前9時から午後3時まで

（通室時間や通室日数については、本人の状態を伺い、保護者、本人と相談をして決めます。）

問い合わせ 子どもの心のケアハウス・はまゆり教室 ☎46-7740

生活困窮者相談

「生活を安定させたい」、「仕事を続けたい」、「子供の事が心配」、「家族間のトラブルを解消したい」、「社会に参加したい」、「誰かに相談したい」

ひありんくは、生活や仕事上のトラブル等いろいろな困りごと・不安・悩みなどを解決していくための相談事業を行っております。生活全般・仕事の悩みに対し個別プランを作成し、関係機関と協力しながら、寄り添って支援して参ります。

あなたの悩みを「そっと」話してみませんか？

◇対象者 南三陸町にお住まいの方

◇利用料 無料

◇受付時間

午後1時から3時まで

◇相談時間

午後1時から4時まで

◇巡回場所：歌津

◇相談日 第1、3木曜日

◇場所 平成の森 小会議室

◇巡回場所：志津川

◇相談日 第2、4木曜日

◇場所 ベイサイドアリーナ

※巡回相談の他に、個別に訪問相談も行っております。支援員が

ご自宅やお近くの公共施設などへ訪問し、相談及び支援を行いますので、お気軽に問い合わせください。

※相談時間は1時間を基本としております。

◇問い合わせ

宮城県北部自立相談支援センター

ひありんく

☎0229-2515581

・開所時間

午前10時から午後6時まで

(日曜日・祝日・年末年始等は休所しております。)

(午後6時30分から翌午前9時30分の時間帯は「よりそいホットライン」)

☎0120-1279-226」にて対応しております。)

犬の登録について

飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です！

犬を飼っている方は、住んでいる市区町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引越した場合は所有者を変更した場合や死亡した場合は届け出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。

動物病院で予防注射を受けた場合は、役場等にて注射済票の交付を受けてください。

犬の登録等に係る手数料は次のとおりです。

◇犬の登録 3,000円

◇注射済票の交付 550円

◇鑑札の再交付 1,600円

◇注射済票の再交付 340円

※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。

犬の登録やその他の届け出が済んでいない方は、環境対策課または歌津総合支所町民福祉課でお手続きください。

◇問い合わせ

環境対策課環境政策係

☎46-15528

東日本大震災にかかる 労災保険給付の時効について

東日本大震災により、労働者の方が、「仕事中・仕事中の避難」または「通勤中・通勤中の避難」において、地震や津波で「死亡」または「行方不明」となられた場合、ご遺族の方は、労災保険の「遺族(補償)給付」を受けることができることとなっております。パートタイマーやアルバイトの方が被災された場合にも適用されます。

この「遺族(補償)給付」を請求する権利は、労働者が死亡した翌日から起算して5年で消滅(時効)しますが、東日本大震災においては特例が設けられています。

この「遺族(補償)給付」を請求する権利は、労働者が死亡した翌日から起算して5年で消滅(時効)しますが、東日本大震災においては特例が設けられています。

次の日を経過すると「遺族(補償)給付」を請求する権利が消滅します。

・宮城労働局労災補償課まで問い合わせください。

・行方不明になられた方の生死が3カ月以上分からなかった場合

↓平成28年6月13日(平成28年

6月11日が土曜日のため)

・行方不明になられた方の死亡が、震災の発生日から3カ月以内に明らかになり、かつ、その死亡の日付がわからない場合

↓死亡が明らかになった日(身元が判明した日)から5年

【例】平成23年6月1日に身元が判明した場合は平成28年6月1日までの請求が必要です。

◇問い合わせ

宮城労働局労災補償課

☎022-1299-8843

南三陸消防署からのお知らせ

山火事の防止について



今年も行楽期を迎え、春先の火入れや山菜採りなどで多くの方が山に入る機会も増えてきます。この時期は枯れ草が積もり、空気が乾燥しているうえ、季節風がふくなど山火事が起こりやすい気象条件から山火事シーズンとも呼ばれています。貴重な森林を守るためにも、火気の取扱いは十分注意してください。

- ・火を使用する場合はその場から離れない。
- ・火気を使用する際は消火用具を必ず準備する。
- ・火遊びはしない、させないこと。
- ・乾燥注意報発表時は野焼き、たき火をしない。

※野焼きは一部例外を除き禁止されていますので、野焼きを行う際は事前に産業振興課及び消防署へご相談ください(届け出が必要になる場合があります)。

平成28年全国山火事予防運動統一標語
「誓います 森の安全 火の始末」

問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378
南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

南三陸警察署からのお知らせ

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

地域課から 巡回連絡への協力依頼 ~ご意見・ご要望をお聞かせください~

「巡回連絡」は、警察官が皆さんのご家庭や会社を訪問し、犯罪被害の防止や交通事故防止に関する連絡をしたり、困りごとや警察に対する意見・要望を伺い、地域の安全と平穏を守るための活動です。皆さんの地域を担当する警察官が伺いますので気軽にお話を聞かせください。

◇巡回連絡カードの作成にご協力ください

皆さんのご家庭や会社に訪問した際、「巡回連絡カード」の作成をお願いしています。

「巡回連絡カード」は、

- ・留守中の盗難被害や火災等発生の場合の連絡
- ・ご家族が事件・事故等に遭遇した場合の連絡
- ・災害発生時の安否確認 など、皆さんと警察との連絡に役立つものです。ご協力をお願いします！



交通課から ◇平成27年度 南三陸町の交通事故発生状況 (3月末日現在)

区分	人身事故発生件数	死亡事故		負傷者数			物件事故件数
		件数	人数	重傷	軽傷	計	
本年	3	0	0	1	3	4	58
前年	5	0	0	0	6	6	64
増減数	-2	0	0	1	-3	-2	-6
増減率	-40.0	0.0	0.0	100.0	-50.0	-33.3	-9.4

◇運転免許の自主返納(運転免許の申請取消し)について

いきいきとした老後の生活を営む上で、車の運転は重要な手段です。しかし、個人差はありますが、身体機能は確実に低下します。

「運転に自信がなくなった」、「家族から心配と言われた」などの理由で、ご本人が自らの意思で有効期限の残っている運転免許証を返納するのが、「運転免許の申請取消し」(いわゆる「運転免許自主返納」)です。

悲惨な交通事故の当事者となる前に、運転をやめることも考えてみてはいかがでしょうか。

運転免許を自主返納された方の希望により、運転免許証と同じ大きさのサイズで「運転経歴証明書」の交付を受けることができるほか、宮城県タクシー協会加盟のタクシー運賃割引などの特典を受けることができます(有効期限が切れた免許をお持ちの方は申請できません)。

健康コラム

~適塩生活はじめよう~

5月17日は「高血圧の日」です。

高血圧の予防のために気をつけたいことのひとつが、食塩のとりすぎです。成人の食塩摂取の一日の目標量は男性が8グラム未満、女性は7グラム未満(日本人の食事摂取基準2015年版)となっていますが、現状は男性11.9グラム、女性10.4グラムと、まだ多い状況です(出典：宮城県H22県民健康・栄養調査)。

毎日の食事のできるどころから取り組み、適塩を目指しましょう。例えば、みそ汁やスープの回数を減らす、めん類のつゆを残す、漬物や塩辛など塩分が多い食品の量や回数を減らすなど

〈適塩生活はじめよう!~食事づくりの5つのポイント~〉

1. 調味料に含まれる塩分量を知りましょう。例えば、小さじ1杯分の塩分は、こいくちしょうゆ0.9グラム、みそ0.8グラムです。味つけの塩分量を意識して、調味料は適量を使いましょう。

2. 天然食品のだしを利用しましょう。(こんぶ、かつお節や煮干し、干しいたけ)
 3. 旬の食材を選びましょう。
 4. 酸味を生かしましょう。(酢やしモンなど)
 5. 香辛料、香味野菜を活用しましょう。(こしょう、辛子、しょうが、青じそ、ねぎなど)
- 加工食品の隠れ塩分に注意しましょう
「食塩相当量」として塩分量が表示されています。(宮城県栄養士設置市町村連絡協議会「健康づくりのための適塩のすすめ」より)南三陸町ホームページに上記リーフレット「健康づくりのための適塩のすすめ」を掲載していますので、ご活用ください。また、みそ汁の塩分濃度を確認したい方は、保健福祉課健康増進係で測定できますので、栄養士まで事前にご連絡ください。

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

復興へ、ともに ④

このコーナーでは全国の地方公共団体から南三陸町に派遣されている職員を紹介します。



氏名 岸田 哲夫

派遣元 鳥取県 湯梨浜町

所属 企画課（企画情報係）

昨年、地元で開催した講演会の中で「頼まれごととは試されごと」という話を聞きました。それからは、できない言い訳を考える前に引き受けてしまうことを心掛けています（すると後悔するよりもやって良かったと思うことの方が多くなったように思います）。今回もこのように、早い段階で掲載していただき記念になりました。



氏名 西城 哲郎

派遣元 兵庫県 神戸市

所属 産業振興課（農林業振興係）

4月1日から産業振興課に配属となりました。現在は、被災した農地の復旧・復興へ向けての仕事をしています。農地の復旧についてはまだ道半ばですが、一日も早く元のように農業が出来ることを願っています。



氏名 橋本 登

派遣元 兵庫県

所属 管財課（用地調整係）

前任地は岩沼市にいましたが、地域によって被害の大きさの違いを実感しました。今は目の前の仕事をかたづけのに精一杯ですが、やりがいのある仕事です。早く慣れてお役に立てればと思っています。



氏名 岡部 正信

派遣元 兵庫県 西宮市

所属 復興市街地整備課（復興拠点整備係）

この4月に西宮市から派遣できました。こちらにきて思ったのは寒さの厳しさです。地元の方は普段通り生活しておられ日々感嘆させられます。早く慣れて一日も早い復興のため精一杯頑張らせていただきますので、よろしくお願ひします。



氏名 北村 武士

派遣元 佐賀県 多寿市

所属 保健福祉課（社会福祉係）

西は玄界灘、南は有明海と2つの海に面する佐賀県からきました。東北にきたのは初めてで、早い朝と遅い桜に日本は広いなあと感じています。南三陸町の素晴らしい未来を頭に描きながら日々の仕事を頑張っています。



氏名 遠藤 和臣

派遣元 神奈川県 横浜市

所属 上下水道事業所（上水係）

今年、横浜市を定年退職し、次のステージを南三陸町でスタートラインにたつこととなりました。私個人の力は大変微力ですが、復興の力になればと思います。仕事だけでなく、南三陸生活も満喫したいと思います。まずは美味しい海産物を食べ、そしてお米。増える体重を抑えるために、ツール・ド・東北（自転車レース）のサブイベントのフォンド等に参加して、陸や海等の自然を謳歌して行きたいと思っています。皆様、よろしくお願ひします。

文化財探訪

文化財を見て歩こう！

町指定 記念物（名勝）

蜘蛛滝 歌津字樋の口（行者の道）



伊里前から弘川に向かって県道弘川町向線を進んでいくと、右側に行者の道の案内看板があります。そこを右折し、上沢集会所や樋の口部落会館の前を通り先に進んでいくと、舗装道路から石畳、そして山道へと入っていきます。

昔、田東山が栄えていた頃、田東山が「西の行場（修験道の修行の場）」だったのに対し、滝のある場所は「東の行場」だったと言われています。そしてこの滝には大きな土蜘蛛が住んでおり、しばしば修行者を悩ませたとの話が伝わったところから「蜘蛛滝」と言われるようになりました。

新緑の5月、色彩もあざやかなつじを楽しむとともに、行者の道を歩いてみるのはいかがでしょうか。

ご存知ですか？ 文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご一報ください。

問い合わせ

教育委員会生涯学習課文化財担当
☎46-2639 FAX 46-2607